

匝瑳市国民健康保険運営協議会 会議録

一、 日時 平成二十一年十一月十二日 午後三時から

一、 場所 匝瑳市役所 議会棟 二階 第二委員会室

委員定数 被保険者代表五名、保険医代表五名、公益代表五名

(出席委員)

林眞示、加瀬洋、布施保、押尾悦子、檜垣進、鈴木琢雄、椎名栄次、  
布施道子、江波戸義治、向後英夫、小川嘉幸

(欠席委員)

石井精一、大木素明、佐藤孝一、及川和俊

(市側出席者)

市長(江波戸辰夫)、市民課長(大木公男)、税務課長(島田省悟)、税務  
課副主幹(伊藤久夫)、市民課主幹(平山新治)、同主査補(佐藤貴美江)

議事及び概要

(一) 諮問事項

ア 匝瑳市国民健康保険事業財政健全化計画(案)について

イ 匝瑳市国民健康保険税条例の一部改正(案)について

(二) その他

開会(午後二時五十五分)

事務局(主幹)

お忙しい中、ご出席頂き、誠にありがとうございます。

定刻より五分ほど早いですが、出席予定者全員お揃いですので、始めさせて頂きます。

ただいまから、平成二十一年度第二回匝瑳市国民健康保険運営協議会を開催します。開会に当たりまして市長よりごあいさつ申し上げます。

江波戸市長

本日は、委員の皆様方には大変お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

日頃から国保運営を始め、市政全般にわたりまして、ご指導、ご協力をいただいておりますことに対しまして、この場をお借りいたしまして感謝申し上げます。

さて、本年八月に第一回の運営協議会を開催させて頂いた際、国保財政健全化計画の検討状況についてご報告いたしました。今回は、

今後の取り組み事項も含めました財政健全化計画の内容についてご審議頂くものとさせていただきます。

本市の国保事業につきましては、国保加入者の健康の増進を目的として、加入者のご理解を頂きながら、国保会計の適正な運営を図っておるところでございます。

しかしながら、高齢者の増加や高額医療の増加などの影響を受け、保険給付費は増加傾向にあります。

一方で、国庫補助率の引き下げや景気低迷による所得の減少などにより国保税収は減少しており、国保財政は極めて厳しい状況となっております。

このような状況の中で、国保事業が安定的な運営を継続できるように「国保財政健全化計画」を作成いたすものでありまして、この計画を踏まえた条例改正案につきましても併せて諮問させて頂きました。

委員の皆様方には、今後の国保運営に対するご意見を賜りますとともに、慎重審議の上、ご承認頂けますようお願い申し上げますと挨拶いたします。

事務局（主幹）

ありがとうございます。始めに、事前にお配りしてあります資料についてご確認をお願いいたします。

会議次第、諮問事項として「匝瑳市国民健康保険事業財政健全化計画(案)について」に関する資料一式、そして「匝瑳市国民健康保険税条例の一部改正(案)について」に関する資料一式であります。また、当日配布として、国保税に関する資料一式及び席次表をお配りしてあります。配布漏れ等はありませんでしょうか。

それでは議事に入らせて頂きますが、施行規則第六条によりまして、会長が議長を務めることとなっておりますので、向後会長さん、よろしく願います。

議長（会長）

ただいま、ご紹介頂きました会長の向後です。

委員の皆様方におかれましては、ご多忙のところご出席頂き、誠にありがとうございます。

それでは、規則によりまして、議長を務めさせていただきます。議事進行にご協力くださいますよう、よろしく願います。

本日の出席委員数は、十一名で過半数に達しておりますので会議は成り立ちました。

議事録署名人の選出ですが、今回は被保険者代表の押尾悦子委員と

公益代表の小川嘉幸委員にお願いいたします。

本日の議事でございますが、諮問事項として「匝瑳市国民健康保険事業財政健全化計画(案)について」、の二件と「匝瑳市国民健康保険税条例の一部改正(案)について」並びに「その他」であります。

それでは、諮問事項「匝瑳市国民健康保険事業財政健全化計画(案)について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局（主幹）

それでは、「匝瑳市国民健康保険事業財政健全化計画(案)」についてご説明いたします。

（内容説明）

事務局（税務課長）

計画(案)二十三ページの税方式と料方式のデメリットについて補足説明。

議長（会長）

事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。何かございますか。

（委員挙手）

委員

今回、国保税から国保料に変更するに当たつての経緯を教えてください。

当初は保険料から始まったが、収納率向上のために、時効が五年の国保税に切り替えたのではなかったのか。

事務局（税務課長）

国民健康保険事業は昭和十二、三年頃開始と認識していますが、当初は保険料でした。しかし、戦後の混乱期に収納率の関係から保険税に切り替えた経過がありました。

大都市部については現在も保険料のままですが、地方については保険税を適用しているところが多いのが現状です。昭和三十六年に現在の国民皆保険制度が整理され、それから約五十年余り、だいたい状況も変化してきています。

平成十二年に介護保険制度が始まり介護保険料を、平成二十年度には後期高齢者医療制度が始まり、これらについては保険料です。従つて国保も本質は保険料で徴収すべきであろうという考えです。

国も保険料への移行を市町村に促しています。ただし、長い歴史の中で保険税として徴収を行っていたので、それを切り替える市町村はあまり多くありません。

しかし、匝瑳市は自主的な財政運営をする上で、ある一定の保険料率を条例で制定し、財政状態に応じて賦課徴収し、自主運営を強化していくことが適正であろうと考え、保険料への切り替えの方向で、現在検討しています。

委員

税から料に切り替えた場合のコンピュータのシステム改修費用はどの位になるか。

収納率の向上を図れば、その反面低所得者の生活は厳しくなる。

医療費を払うのが大変で受診できない。国は自己負担ばかり上げて医療費を削減しようとしている。

弱者救済の一つとして、例えば高額療養費の周知など、事務局側は大変だろうが考慮してほしい。

事務局（主幹）

システム改修については、税から料への単純な移行のみで最低でも約一千万円を見込んでいます。遡及賦課等の作業を入れると、それ以上になります。

（委員挙手）

委員

国税のメリットで徴収金の先取特権があるが、保険料に切り替えるとそれがなくなってしまうが。

時効について、保険料の場合はどうなるのか。

計画(案)の中で、保険料に移行する方向になっているが、どのような方針なのか簡単に説明願いたい。

事務局（税務課長）

徴収金の先取特権について、税は料よりも優先するというのが事実ですが、その前にどちらが先に差し押さえをするのかという問題があります。いくら税でも差し押さえをしない限りは先取特権には当てはまりません。

保険料にすると時効は二年になるので、滞納整理をしつかり実施していく必要があると考えています。

保険料に切り替える必要性については、まず一つは、医療保険という本質的な考え方から言えば保険料が適正と思われれます。二つ目は、財政状況に応じて料率の弾力的運用が出来ることです。そして、三つ目は、給付と徴収の時効が二年と一致することです。

委員

改正後の税率が示されているが、近隣市の現状と税率を教えてください

たい。

事務局（税務課長）

（資料 近隣市の税率の状況を配布し詳細説明）

（委員挙手）

委員

国保運営の厳しい状況はよくわかりました。財政調整基金が平成十八年には四億あったのが、平成二十年には一億になり、今年度も取り崩すと聞きました。一般会計からの借入れ、県の保険財政支援金の貸付の利用等の話もあったが、その他にも考えていることがあれば教えて頂きたい。

事務局（市民課長）

不足額の対応については、一般会計からの借入れ、県からの借入れと、そして一般会計からの特別繰入れがあります。検討委員会で検討した中で、国保財政は非常に厳しいが、借入れたものについては当然、返さなければならぬとの話が出ました。しかし、今後の計画年度の中で、返済していく費用を捻出するのは厳しい状況なので保険税の引き上げに跳ね返ってくるのでは、という結果になる。

しかし、それは避けなければいけないので、一般会計も大変厳しい状況の中ですが、やむを得ず緊急的に特別繰入れをしていただくこととなりました。

（委員挙手）

委員

計画(案)十八ページにレセプトの内容点検の充実とある。これまでも実施してきたと思うが、点検の効果を教えて頂きたい。

また、ジェネリック医薬品の普及促進とあるが、住民に周知しても医師会等、医療関係者の協力がなければ効果は上がらないのではないか。協力体制はどのように考えているか。

ジェネリック医薬品希望カードとはどのようなものか。

事務局（市民課長）

レセプト点検の過誤調整の効果については、平成十九年度の結果ですが、年間で一千万円の返還がありました。一人当たりになると、約五百二円になります。

一昨年頃から厚生労働省より、新薬と同じ薬効及び安全性と、価格も安価のジェネリック医薬品促進の通達がありました。

カードは一般的に保険証と同じぐらいの大きさです。

医療機関の窓口で「ジェネリック医薬品を希望します」と口頭では言いにくいので、保険証と同時に提示できるようなカードになります。

(ジェネリック医薬品希望カードのサンプルを端から回し、見てもらう)

委員

レセプト点検は委託しているのか。委託料はいくらか。

事務局（主幹）

手元に契約書がないので正確ではないが、約三百万から四百万円程度です。

委員

カードを提示しても、医療機関で断られることもあるのではないか。

事務局（市民課長）

行政側だけで普及促進に取り組んでも、医療機関の協力が得られなければ進まないことなので今後、匝瑳医師会への協議、相談等をさせて頂きご理解を得たうえで取り組んでいきたいと思っています。

利用者側も、カードを提示して薬が低価格になれば、医療費負担の軽減に役立ち、結果的に国保財政も助かるということになります。

昨年、ジェネリック医薬品普及促進について医療機関にポスターの掲示をしていたため、医師会にお願いした経緯があります。

委員

計画(案)十五ページの表㉒―二世帯及び一人当たりの国保税額と、本日配布された(事例)の税額比較表とは引上げ率が違うようだが、計画(案)についてはどのように算定したのか。

事務局（税務課長）

計画(案)の表については匝瑳市全体の課税額を、世帯数、被保険者数で計算したものです。事例の税額についてはケースごとの世帯構成によって計算したもので二つの表の額は異なります。

委員

国保財調を保険給付費の百分の五(約一億五千万円)以上確保しておくために基金造成を進めるとのことだが、計画(案)二十ページの㉒―七の国保財政収支見通しでは、二十二年度から二十六年度の収支を見ると四千八百万円程度しか剰余金が出ない。二分の一を積立てたとしても二千万円程度しか造成出来ないのではないか。

それから、二十二、二十三年度にそれぞれ七千五百万円の特別繰入れを予定しているが、税率の引上げ幅を抑えようという市長の考えが伺えます。二十四年度以降も引き続きお願いは出来ないのだろうか。

そうすれば、本則で言われる税率に持つていかなくても、特例税率で二十四年度に税率を上げなくても大丈夫と思うがいかかがか。  
これに関連して、二十四年度に本則で税率を上げるようになってい  
るが、今後二十二、二十三年度に診療報酬改定や経済情勢の好転等に  
よって税収が上がった場合、本則通りの課税がされるのかどうか、  
どのように考えているのか。

江波戸市長

二十四年度以降の特別繰入七千五百万円については、協議会の中で  
意見があったと、次の方（市長）に申し送りさせて頂きます。  
今後の国保運営に関して、思いやりを持って経営してもらおうよう伝  
えます。

事務局（税務課長）

課税区分の応能割と応益割について詳細説明。  
収支見通しの国保税については、一年度ごとに収納率〇・二五ポイ  
ント上げて算出しました。これは、税務課内で十分協議し決定しまし  
た。背景には、出来るだけ市民負担の軽減を図っています。言い方を  
変えれば引上げの幅を縮小しています。

その中で、基金積立のために税率を上乗せするのは、もう少し様子  
を見ながら検討していこうと思っています。  
従って、今回は税率改正に伴う基金への積み立ては行わないとしま  
した。

税率を、附則の定めた後に、経済状況によって本則までしなくても  
良いのでは、とのことですが、附則の定め方については、総務課と協  
議しました。条例本体の附則で特例税率を定めました。  
仮に特例税率を継続する場合には、附則の改正を行えば対応できるこ  
とになります。

事務局（市民課長）

財政調整基金の扱いについては、江波戸委員のおっしゃるとおりで、  
新たな積立金は考えておらず、剰余金の二分の一以上を積立てるだけ  
で、約二千万円程度を見込んでいます。

二十一年度は、計画の中では一千万円程度の積立見込みなので、合  
わせて三千万円強程度になります。

市民課としては、計画（案）十七ページからの医療費の適正化、レ  
セプト点検の充実等々、出来る限り支出面の抑制をして、基金の確保  
が出来るよう努力していきたいと考えています。

特別繰入れについては、会計上の原則では、国保会計は五十パーセ  
ントが公費負担、残りを保険税等で賄うという考えなので、恒常的に

特別繰入れを行うことは、原則論から言えばあまり適切とは言えません。

また、一般会計からの繰入れは市民の皆さんの税金からということになるが、この中には社会保険の人も含まれるので、国保会計への繰入れをすれば間接的に二重に負担する人が出てくることにもなります。最も大きいのは、一般会計も大変厳しい状況なので、特別繰入れを継続していくのは難しいと思われれます。

そのようなことから、二十四年度以降は特別繰入れを行わない考えとなります。

委員

良くわかりました。

平成二十一年度の三億円、そして、二十二、二十三年度の各七千五百万円の特別繰入れと、市長さんのご配慮、大変ありがたく思います。

税率について、低所得の人が不利益に思うのが軽減等、対応があるのか。

事務局（税務課長）

今回の税率改正による低所得者への配慮については、応益割を三十一から三十五に四ポイント引き上がった部分については応能割、均等割、平等割に賦課されているが、これに対しての対策として、減額制度があります。均等割、平等割を一定所得者に対して四割または六割軽減する措置が設けられています。全額救済することは出来ませんが六割軽減であれば本人の負担は四割で済みます。

今回応益割が上がりましたが、全国的なベースで見ると約千八百市町村のうち、約七十パーセントが応益割約四十五パーセントから五十五パーセントの範囲内です。

匝瑳市のように三十五パーセント未満の市町村は全国で約五パーセント位です。三十五から四十五パーセントの範囲が十九パーセント位です。

従来から対所得者に配慮した税率改正を行いました。今回は若干負担が大きくなっているかもしれませんが、しかし、全国で比べると匝瑳市は低所得者に配慮した税率改正がされていると思います。

所得割については、二十二年度からすぐに二十四年度の税率と同じ税率で改正します。均等割、平等割については低所得者の配慮をし、二十二年度と二十四年度の二段階に分けて税率を少しずつ上げるようにしました。

議長（会長）

他にございませんか。



質疑が無いようですのでお諮りいたします。

諮問事項「匝瑳市国民健康保険事業財政健全化計画(案)」について」の質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長(会長)

ご異議なしと認め、質疑を打ち切ります。  
ここで五分の休憩を持ちたいと思います。

(五分間休憩)

議長(会長)

定刻になりましたので、会議を再開いたします。  
ただいまの議案につきましては採決を保留いたしましたして、引き続き諮問事項「匝瑳市国民健康保険税条例の一部改正(案)」について」を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局(税務課長)

(内容説明)

議長(会長)

事務局の説明が終わりました。  
それでは質疑に入ります。何かご意見ご質問等ありましたら、挙手をお願いします。

(委員挙手)

委員

応益割に負担がかかってきているが、全国的にそのような傾向か。

事務局(税務課長)

均等割と平等割の軽減制度があるが、軽減制度の割合が応益割の割合によって変わってきます。

国は、基本は五十対五十が望ましいと言っているが、その線に沿って現在の考え方として、応益割が四十五から五十五パーセントの範囲にある市町村については軽減額を七、五、二割にすることが出来るとなっております。軽減した額については、市の一般会計と県で補てんする制度があります。従って国保会計には影響はしません。そのような理由から、応益割を少しずつ上げていく傾向にありました。

委員

これからも基本的には自己責任なのか。  
その方向に向いている行政が多いのだろう。

事務局（税務課長）

今後も応益割の五十対五十を厚生労働省で堅持してそれに沿うように指導することは難しい状況だと思われる。

景気が落ち込んでいる一方、医療費は年々増加しています。これをカバーするには保険料を引き上げざるを得ない国保あるいは社会保険が今後、多くなると思われる。

国保の場合に限って言うと、応益割を上げれば低所得者の負担は大きくなる。その辺は国も承知で今までやってきたが、この経済情勢の中この先どう今までの応益割合の方針堅持するのか不透明なところはあるが、もしかしたら方向転換があるかも知れません。

まだ、正式な情報は入手していませんが、水面下で議論されているということは聞いています。

委員

長い間五十対五十で来ているので、行政も苦しい所だ。いくら自己責任と言っても、具合が悪ければ病院にはかかる。自分で支払いが出来なければ、それを救済しなければならぬのだから。  
状況はよくわかりました。

議長（会長）

他にご意見ございますか。

質疑がないようですので、お諮りいたします。諮問事項「匝瑳市国民健康保険税条例の一部改正（案）」についての質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議長（会長）

ご異議なしと認め、質疑を打ち切ります。  
これにより採決に入ります。

まず、「匝瑳市国民健康保険事業財政健全化計画（案）」について承認される方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（会長）

挙手全員、賛成であります。

よって、諮問事項「匝瑳市国民健康保険事業財政健全化計画（案）」

について」は、原案どおり承認されました。

引き続き、「匝瑳市国民健康保険税条例の一部改正案)について」の採決に入ります。

承認される方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(会長)

挙手全員、賛成であります。

よって、諮問事項「匝瑳市国民健康保険税条例の一部改正案)について」は原案のとおり承認されました。

次に「その他」に入らせて頂きます。

その他として、事務局から何かございますか。

事務局(市民課長)

特にありません。

議長(会長)

以上をもちまして、本日の議事は、滞りなく終了いたしました。皆様のご協力に心から感謝申し上げます。本日は大変お忙しい中にもかかわらずご出席いただき、また、慎重審議ありがとうございました。

皆様方におかれましては、これから寒い季節となりますがご自愛の上、さらなるご活躍をご祈念申し上げます、お礼とさせていただきます。本日は大変ありがとうございました。以上で解散いたします。

閉会(午後五時十五分)